

三重県一般競争入札（事後審査型）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、三重県、三重県教育委員会及び三重県警察本部が発注する建設工事の請負契約において、より良質な工事を確保し、かつ、入札手続の透明性・客観性・競争性を高めるために、一般競争入札及び条件付き一般競争入札の入札手続について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び三重県会計規則（平成18年規則第69号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（建設工事の定義）

第2条 この要綱において「建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事とする。

（一般競争入札の種類）

第3条 工事設計金額が『地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令』により規定される金額（特定役務のうち建設工事の調達契約においては1,500万SDR。）以上の工事（以下、『WTO対象工事』という。）については『一般競争入札』、当該金額未満の工事については、『条件付き一般競争入札』とする。

（競争入札の公告）

第4条 対象工事の入札を実施しようとするときは、規則第62条の規定により、次の各号に掲げる事項を入札情報サービスに掲載することにより公告するものとする。

- (1) 入札を行う工事の概要
- (2) 入札参加者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札説明書等の配布の日時及び場所
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 予定価格
- (7) 電子入札を行おうとするときはその旨
- (8) 議会の議決を要する場合はその旨
- (9) 入札の無効に関する事項
- (10) その他必要な事項

2 WTO 対象工事における入札の公告については、第 2 項に定める手続のほか、三重県公報に登載する。

また、公告においては、次に掲げる事項を英語により記載する。

- 1) 工事名
- 2) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限
- 3) 入札執行の日時
- 4) 第 13 条に定める入札説明書等を入手するための照会窓口

（競争参加資格要件）

第 5 条 対象工事の入札参加者は、公告日から落札決定日までの間において、次の各号の全ての要件を満たす者でなければならない。

ただし、WTO 対象工事及び特殊工事等において発注機関の長があらかじめ必要と定めた工事に係る第 4 号の適用については、入札締切日の前日までに登録されていなければならないものとする。

- (1) 対象工事の種類に対応した法別表下欄の建設業について、法第 3 条第 1 項の規定による建設業の許可を受けた者であること。
- (2) 法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受審し、かつ有効期限内であること。
- (3) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 建設工事に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (5) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領による、資格（指名）停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合、又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (8) 対象工事の設計業務の受託者との資本面及び人事面における関係について、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 資本面においては受託者の発行済株式総数の 50%を超える株式を保有又はその出資の総額の 50%を超える出資をしていないこと。

ロ 人事面においては建設業者の代表権を有する役員が、受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。

- 2 特定建設工事共同企業体若しくは経常建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）が参加する場合においては、共同企業体の構成員全員が前項各号の要件を満たす者でなければならない。

（競争参加資格事前条件確認の申請）

第6条 対象工事の入札に参加しようとする者は、第4条に基づく入札の公告に定めるところにより、競争参加資格の確認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する競争参加資格の確認を受けようとする者は、申請書を、発注機関に提出するものとする。

ただし、入札の公告の定めるところにより、総合評価方式の技術提案書など、別途提出書類が指定された場合、並びに株式の保有又は出資状況及び役員名簿が必要と認められた場合は、当該書類を添付するものとする。

また、特定建設工事共同企業体が参加する場合においては、別に定める三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱に規定する特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査申請を公告に定める期日までに行わなければならない。

- 3 前項の申請にあたっては、電子入札システムにより申請を行うものとし、発注機関が定める申請に際して必要となる提出書類は電子媒体で添付ファイルにより提出することとする。

ただし、発注機関が別途定めた場合はこの限りではない。

なお、発注機関があらかじめ定めた電子入札以外の方法による場合は、発注機関が指定する方法で提出するものとする。

また、WTO 対象工事については、申請書及び確認資料の持参又は郵便等による提出も認めるものとする。

（競争参加資格事前条件の審査）

第7条 発注機関の長は、前項の申請書が提出されたときは、事前審査として、申請業者の許可業種・経審点数・格付け・地域要件等の基本項目(以下「基本項目」という)を確認し、原則として WTO 対象工事については申請書提出期限の翌日から起算して10日以内、条件付き一般競争入札については5日以内に、申請者に対し競争参加資格事前条件確認通知書により通知するものとする。

ただし、総合評価方式を適用する場合は、WTO 対象工事については申請書（技術提案資料）の提出期限の翌日から起算して20日以内、条件付き一般競争入札については10日以内に、申請者に対し競争参加資格事前条件確認通知書により通知するものとする。

- 2 発注機関の長は、前項の規定により競争参加資格の事前審査において、基本項目の審査の結果、競争参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を記載するものとする。
- 3 第1項による通知を行う際には、工事内容や審査の内容に応じ、必要なときは競争入札審査会に諮り、通知することとする。

(入札の執行)

第8条 前条の競争参加資格事前条件確認通知書を受け取り、事前条件が確認された者は、通知書に記載される入札期日までに、公告において入札時に提出を指定された確認資料を添付し、入札を行うことができる。

- 2 入札の執行回数は、1回とする。
- 3 第1項における確認資料については、開札後、次条により審査を行うものとする。
- 4 入札は、電子入札システムにより行うものとする。
ただし、WTO対象工事については、持参または郵送による入札も受け付けることとし、提出期限を開札日の前日以前の日時を定め公告するものとする。
- 5 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において行うものとし、入札者又はその代理人は開札に立ち会うことができるものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(競争参加資格の審査)

第9条 開札後の競争参加資格確認（以下「参加資格事後審査」という。）については、落札候補者についてのみ行い、競争参加資格があると認められた場合は、工事費内訳書の審査等を行ったのち、競争入札審査会に諮り、落札決定を行う。

なお、落札候補者が、競争参加資格が無いと認められる場合は、次順位者を落札候補者として競争参加資格の確認を行うものとする。また、同順位の落札候補者となりうる者が複数存在する場合は、くじ引きにより、落札候補者を決定するものとし、くじ引きの結果、落札候補者となった者の競争参加資格がないと認められる場合は、同様に競争参加資格があると認められる落札候補者が決まるまで繰り返すものとする。そのうえで競争入札審査会に諮り、競争参加資格がないと認められたものの応札の無効と落札者の決定を行う。

- 2 発注機関の長は、落札者に対して落札確認書により、通知するとともに、

競争参加資格がないと認めた者に対しては、競争参加無資格確認通知書によりその理由を通知する。

(競争参加者の資格確認基準)

第10条 参加資格事後審査は、次の各号に定める資格確認基準により全ての参加資格条件について行うものとする。

- (1) 第5条の要件を満たしていること。
- (2) 基本項目の条件を全て満たしていること
- (3) 同種工事の施工実績を条件とした場合

平成8年度以降(最長15年間)に単独で、又は共同企業体の構成員(出資比率が20%以上の場合のものに限る。)として、対象工事と同種工事の施工実績があること。(共同企業体に参加する場合には、共同企業体の構成員に施工実績があること。)

- (4) 主任技術者又は監理技術者(以下「主任技術者等」という。)の資格や工事経験を条件とした場合

配置予定の主任技術者等は、競争入札審査会に諮り必要な資格を定めること。

なお、落札した場合には、当該配置予定の主任技術者等を当該工事現場に配置することができる。

また、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有さなければならない。ただし、平成16年3月以降に監理技術者証の更新を行った者は監理技術者証と講習修了証を有さなければならない。

- (5) その他入札の公告において付された条件を満たしていること。

2 WTO対象工事において、前項に規定する同種工事の施工実績及び主任技術者等の工事経験について確認を行うにあたっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国若しくは地域(以下「協定非適用国等」)に主たる営業所を有する建設業者又は我が国に主たる営業所を有する建設業者のうち協定非適用国等に主たる営業所を有する者が当該建設業者の資本金の額の2分の1以上を出資しているものにあつては、我が国における同種工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。

3 競争入札審査会は、参加者から提出された確認資料の審査にあたり、必要と認めるときは、落札候補者に対し追加資料の提出又は再提出を求め、その内容の確認を行うことができるものとする。

(競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第11条 第7条第1項および第9条第1項の規定により競争参加資格がないと認められた者は、その理由について、発注機関の長に対し、第7条第1項に規定する競争参加資格事前条件確認通知日および第9条第2項に規定する競争参加無資格確認通知日の翌日から起算して2日（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）以内に書面を持参することにより説明を求めることができる。

2 発注機関の長は、前項に規定する理由を求められたときは、競争入札審査会に諮ったうえ、競争参加資格がないと認めた理由について、前項の規定により説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して5日以内に書面により回答するものとする。

3 WTO対象工事においては、前項の規定により競争入札審査会に諮った結果、競争参加資格があると認められたときは、発注機関の長は第7条第1項の通知を取り消し、前項の回答と併せ、競争参加資格事前条件確認通知書による通知を行うものとする。

また、条件付き一般競争入札においては、前項の手続きは入札執行事務を妨げないものとする。

(競争参加資格の取消し等)

第12条 第7条の規定により競争参加資格事前条件確認の通知を受けた者が、申請書提出以降落札決定日までに第5条に規定する要件を満たさなくなったときは、発注機関の長は競争入札審査会に諮るなどにより、競争参加資格を取り消す。

なお、取り消す場合は、競争参加資格取消し通知書（様式第6-1号）により通知するものとし、この通知に対する理由の説明を求める者がある場合には第11条の規定を適用するものとする。

(入札説明書等の配付)

第13条 発注機関の長は、公告の写し、図面、仕様書、入札心得及びその他必要に応じ入札説明書等（以下「入札説明書等」という。）を作成し、希望する者に配付するものとする。

2 入札説明書等は原則として入札情報サービスに掲載するものとするが、別途、閲覧及び配付する場合は、その期間及び場所並びに配付方法を公告するものとする。

なお、配付は、公告後速やかに開始するものとし、開札日の前日まで配付する。

- 3 入札説明書等の配付に当たっては、実費を徴収することができるものとし、実費を徴収する場合は、そのことを公告するものとする。
- 4 入札説明書等の配付については、各部局で定めるところにより委託できるものとする。

(質問書の提出及び回答書の閲覧等)

第14条 入札説明書等について質問があるときは、公告を開始した日の翌日から入札締切日前日の5日前まで、質問書の提出により、発注機関の長に対し質問をすることができる。

- 2 前項の規定により質問書の提出があったときは、発注機関の長は、遅くとも質問書の提出期限日の2日後から入札締切日の前日まで、質問書に対する回答書を閲覧に供するものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第15条

- (1) 入札保証金 納付

ただし、三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号。）第七条に該当するときは免除する。

- (2) 契約保証金 納付

ただし、規則第75条第2項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証書を提供することにより契約保証金の納付に代えることができる。

(入札の無効及び失格)

第16条 次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
 - (2) 入札心得、工事費内訳書の取扱、入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
 - (3) 競争参加資格のあることを確認された者であっても、確認後、資格（指名）停止措置を受け入札時点において資格（指名）停止期間中である者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札
- 2 対象工事の入札において、適正な入札の執行を妨げたときは、その者は失格とする。

(入札の延期等)

第17条 対象工事の入札の執行について天災その他やむを得ない事由により入

- 札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は取り止める。
- 2 入札者が1者だけの場合は、入札を中止することがある。
 - 3 前2項の場合における費用は、入札者の負担とする。

(入札の辞退)

第18条 第7条の規定により競争参加資格事前条件の確認を受けた者は、原則として入札参加を辞退することはできないものとする。

ただし、入札書受付開始日時までは、やむを得ない理由がある場合に限り、その理由を添えた辞退届を提出することにより入札参加を辞退することができる。

(入札情報の公表)

第19条 対象工事の入札情報について、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 開札状況として、開札後速やかに、参加者名、各参加者の入札金額を、入札情報サービスへの掲載又は閲覧により公表することとする。
 - (2) 入札結果については、入札結果調書を入札情報サービスへの掲載又は閲覧により公表することとする。
 - (3) 入札情報として、申請書を提出した業者名、および競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由について、閲覧により公表することとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、入札が不調に終わった場合においては、「入札不調」と記載し、入札の経緯は公表しないものとする。
 - 3 WTO 対象工事においては、各事業室(事務所等)は、落札決定の日の翌日から起算して72日以内に三重県公報に登載しなければならない。
 - 4 公表の期間は、当該契約締結年度及び翌年度とする。

(競争入札審査会)

第20条 一般競争入札に必要な次の各号に掲げる事項を審査するため、対象工事を所管する部等に競争入札審査会を置く。

- (1) 入札形態(単体企業による入札、特定建設工事共同企業体による入札、単体企業と特定建設工事共同企業体との混合入札)に関する事項
- (2) 競争参加者の資格確認基準の設定に関する事項
- (3) 落札候補者の競争参加資格確認及び落札決定に関する事項
- (4) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由説明
- (5) その他部等の長が一般競争入札実施に必要と認めた事項

(苦情申し立て)

第 21 条 参加資格の確認その他の手続に不服のある者は、発注機関の長に対して苦情申立を行うことができる。

2 発注機関の長は、苦情申立を三重県政府調達苦情検討委員会又は競争入札審査会に諮らなければならない。

(虚偽記載に関する取扱い)

第 22 条 申請書又は添付書類に虚偽の記載をしたことが明らかになった場合には、虚偽記載をした者に対し、三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により、資格（指名）停止を行う。

(その他)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、一般競争入札の執行に関し必要な事項は、発注機関の長が競争入札審査会に諮って定める。

2 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとし、その旨を公告及び入札説明書において明らかにする。

附 則 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 19 年 9 月 15 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。